

●香川県監査委員公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成29年6月16日

香川県監査委員	三 谷 和 夫
同	大 西 均
同	香 川 芳 文
同	高 城 宗 幸

- 1 監査対象部局 環境森林部
- 2 監査対象年度 平成28年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
直島環境センター	平成29年3月3日
環境保健研究センター	平成29年4月13日
みどり整備課 (全国育樹祭推進室)	平成29年4月17日
森林センター	〃
環境管理課	〃
みどり保全課	〃
環境政策課	平成29年4月18日
廃棄物対策課 (資源化・処理事業推進室)	〃
東部林業事務所	平成29年4月26日
西部林業事務所	平成29年5月25日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 旅費について

県外出張の旅費の精算報告に当たり、駐車場代の領収書の添付が誤っていたため、支給額に誤りがあった。(廃棄物対策課)

イ 契約について

試薬等を購入する際の単価契約について、見積書で示された単価と異なる単価で誤って契約を締結しているものがあった。(環境保健研究センター)

ウ 備品について

保有自動車について、6か月法定点検又は12か月法定点検をしていなかった。また、車歴カードに車検の記載がなかった。(環境保健研究センター)

(3) 検討指示事項

該当事項なし